

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで保存)			

施設第678号  
令和6年3月25日

各所属長 殿

警 務 部 長

警察本部庁舎への一般来庁者に対する身分確認等の徹底について

警察本部庁舎（分庁舎を除く。）における身分確認等については、「警察本部庁舎への一般来庁者に対する身分確認等の徹底について」（令和3年4月1日警務第2号。以下「旧通達」という。）に基づき徹底を図っていたところであるが、下記のとおり所要の改正を行い、令和6年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和6年3月31日をもって廃止する。

記

### 1 身分確認の方法

警察本部庁舎（分庁舎を除く。）への一般来庁者については、当事者に、身分確認の趣旨を十分に説明した上で庁舎受付に誘導し、別記様式「来庁者受付票」（以下「受付票」という。）を記入させるなどの方法により来庁目的を明確にした上で、別添「入庁カード」を交付し入庁させること。

また、「入庁カード」は、退庁するまでの間着用させることとし、退庁の際は、庁舎受付に返却させること。

### 2 「受付票」の取扱い

「受付票」には、来庁者の個人情報に記載されていることから、その取扱いには十分留意し、記載内容については、入退庁管理に係る業務以外には使用しないこと。

また、「受付票」の保存期間は、おおむね1週間とし、施設装備課において保管及び廃棄処分すること。

### 3 留意事項

当該身分確認を行う場合は、一般来庁者に対し、本運用の趣旨説明を十分に行い、苦情・トラブルに発展しないよう十分に留意すること。

担当：施設課企画係

別添

## 入庁カード



- ※1 このカードは、つり下げケースに入れて、首から提げるか、着衣にクリップ留めするなどして着用する。
- ※2 色、デザイン等は、変更となる場合がある。

別記様式

来庁者受付票		入庁カード番号
来庁日時	月 日 ( ) 時 分	
氏 名		
会 社 名 又は 住 所		
電話番号	— —	
訪 問 先	課 名	
	担当(係)名	
ご 用 件	<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 会 議 <input type="checkbox"/> 情報公開 <input type="checkbox"/> 相 談 <input type="checkbox"/> 入 札 <input type="checkbox"/> 許 認 可 <input type="checkbox"/> 納 品 その他( )	
備 考		
		退庁時間 時 分

○本票は、青森県警察本部庁舎のセキュリティ確保の必要から、来庁される方の身分及び来庁目的の確認をさせていただくために必要となるものです。  
記載内容は、入退庁管理に係る業務以外には一切使用せず、他に公表しません。

○本票は、青森県警察本部施設装備課において概ね1週間保管した後、責任を持って廃棄処分します。

○入庁の際は、太枠内をご記入の上、入庁カードの交付を受けてください。  
お帰りの際は、交付を受けた場所に入庁カードをご返却ください。

別記様式

来庁者受付票		入庁カード番号
来庁日時	月 日 ( ) 時 分	
氏 名		
会 社 名 又は 住 所		
電話番号	— —	
訪 問 先	課 名	
	担当(係)名	
ご 用 件	<input type="checkbox"/> 打合せ <input type="checkbox"/> 会 議 <input type="checkbox"/> 情報公開 <input type="checkbox"/> 相 談 <input type="checkbox"/> 入 札 <input type="checkbox"/> 許 認 可 <input type="checkbox"/> 納 品 その他( )	
備 考		
		退庁時間 時 分

○本票は、青森県警察本部庁舎のセキュリティ確保の必要から、来庁される方の身分及び来庁目的の確認をさせていただくために必要となるものです。  
記載内容は、入退庁管理に係る業務以外には一切使用せず、他に公表しません。

○本票は、青森県警察本部施設装備課において概ね1週間保管した後、責任を持って廃棄処分します。

○入庁の際は、太枠内をご記入の上、入庁カードの交付を受けてください。  
お帰りの際は、交付を受けた場所に入庁カードをご返却ください。